

特別な休暇制度について 紹介するホームページがあります

働き方休み方 🔍 検索
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

厚生労働省が運営する働き方・休み方改善ポータルサイトでは、病気休暇制度など特別な休暇制度に関する情報を掲載しています。

特別な休暇制度を設けている企業の取組事例を見ることができます。

企業の皆さまが制度を導入する際の支援策

働き方改革推進 支援助成金



病気休暇制度を導入し、その定着を促進させるため、中小企業事業主の皆さまを対象に、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合について、その経費の一部を助成します。



働き方・休み方改善 コンサルタント



各都道府県労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、病気休暇制度の導入など、働き方・休み方の見直しに取り組む事業主の皆さまに対し、無料で相談やアドバイス等を行います。



働き方改革推進 支援センター



各都道府県に設置された「働き方改革推進支援センター」では、社会保険労務士等の専門家が病気休暇制度の導入など、働き方・休み方の見直しに取り組む事業主の皆さまに対し、無料で相談やアドバイス等を行います。



支えられる安心 支える安心

安心が継続勤務につながる



いま、病気療養のための休暇が必要とされています

いま、長期にわたる治療等が必要な疾病のため、一定期間の休職などを経て、通院による治療を受けながら仕事をしている労働者が増加しています。

また、風邪や感染症などの突発的な体調不良時に取得できる病気のための休暇を、年次有給休暇と別に設けておくことは、万々に備えたセーフティネットとなり、労働者の安心につながります。



こうした目的のため、

✿ 年次有給休暇とは別に使うことができる病気休暇制度

病気休暇制度

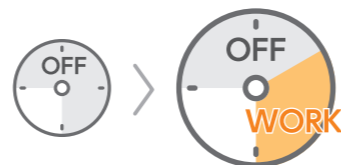
私傷病の療養のために、年次有給休暇以外で利用できる休暇制度です。取得できる要件や期間は、労使の協議あるいは休暇を与える使用者が決定することが一般的です。治療や療養等に備えた年次有給休暇の取り控えが減少することが期待できます。



✿ 治療・通院のための時間単位や半日単位で取得できる休暇制度

時間単位・半日単位の年次有給休暇

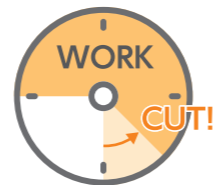
時間単位の年次有給休暇については、労働基準法に基づき、労使協定を締結することにより、年に5日を限度に取得できます。



✿ 療養中・療養後の負担を軽減する短時間勤務制度

短時間勤務制度

私傷病の治療のために、一定の期間、所定労働時間を短縮する短時間勤務制度を導入している企業は20.0%※となっています。



✿ 失効した年次有給休暇を積み立てて、病気等で長期療養する場合に使うことができる失効年休積立制度

失効年休積立制度

失効した年次有給休暇を積み立てて、病気等で長期療養する場合に使えるようにする制度です。導入している企業は、全体の14.5%※となっています。



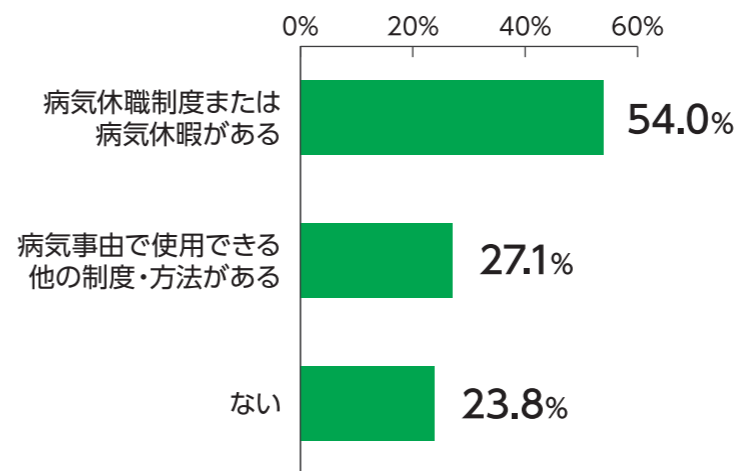
※ 出典：『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査（調査時点：令和3年4月1日）

等を導入することの必要性が高まっています。

病気休暇等の導入状況

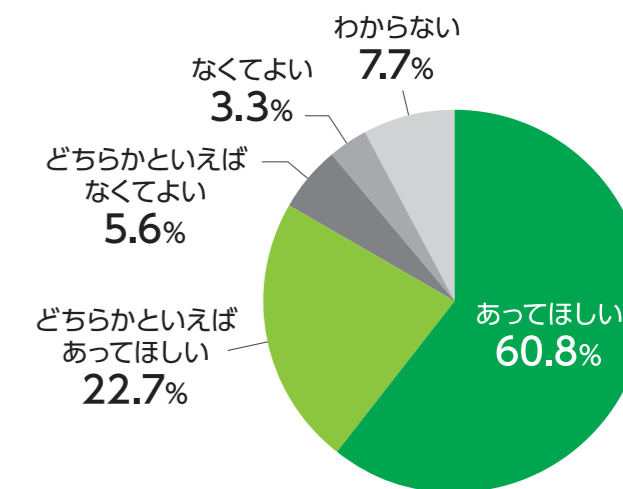
Q 病気休職制度※1や病気休暇※2はありますか？

複数回答／企業調査結果（n=2,691）



Q 勤め先に病気休暇制度があってほしいと思いますか？

単数回答／労働者調査結果（n=5,000）



出典：『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査（調査時点：令和3年4月1日）

※1：休職制度に関する規定のうち、病気を事由としたもの

※2：病気休職制度以外で、私傷病の治療等を事由に取得できる特別休暇

病気休暇制度の導入例

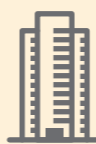
導入例

1

当社では、年次有給休暇とは別に、従業員や家族に病気等が生じた場合、5日間を有給で取得できる制度を設けています。

感染症など突発的な理由で休まなければならないことは誰にでもあります。いざというときの病気休暇があることで、従業員は、普段から安心して年次有給休暇を取得することができます。

A社



導入例

2

当社では、短時間の検診や外来通院などに対応するため、1時間単位で取得できる病気休暇制度を設けています。

取得日数は無制限で、通算10日目までは有給扱いです。

長期間の休職制度だけではなく、復職後に短期間取得できる休暇制度を設けることで、従業員が安心して、治療と仕事を両立することができます。

B社



病気休暇制度の就業規則

記載例

（病気休暇）

第〇条 労働者が私的な負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を__日与える。